

令和元年度 財政援助団体等監査報告書
(株式会社日向サンパーク温泉)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

株式会社日向サンパーク温泉（以下「サンパーク温泉」という。）に係る平成 30 年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び商工観光部観光交流課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、指定管理業務の状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 10 月 30 日まで

3 監査の方法

平成 30 年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第 2 監査の結果等

1 サンパーク温泉の概要

サンパーク温泉は、地域の資源である温泉を活用し、憩いと交流の場を提供することにより、市民の健康増進と心身のリフレッシュを図り、併せて地域の活性化を図るため、日向市、日向市漁業協同組合等が出資して設立されたものである。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、資本金 5,000 万円のうち 4,600 万円（92%、460 株）を出資している。（4分の1以上の出資団体）

(2) 指定管理料の状況（総額 31,600,000 円）

- ア 日向サンパーク温泉施設指定管理業務
- イ 日向サンパークオートキャンプ場指定管理業務
- ウ 日向サンパーク体育施設指定管理業務

(3) 貸付金の状況

株式会社日向サンパーク温泉運転資金貸付要綱に基づき、運転資金として 2,500 万円の貸し付けを行っている。

3 監査の結果及び意見

平成 30 年度の利用者は、オートキャンプ場及び体育施設においては増加したものの、温泉館及び物産館はともに減少したことにより、施設全体では 396,942 人となり、前年度に比べ 2,869 人の減少となった。

経営面においては、ふるさと納税品の取扱高の増加及び 3 年前に発生した熊本地震の影響による観光消費の低迷傾向は回復してきたものの、年度中盤の天候不順、「道の駅つの」や「門川温泉 心の杜」「木城温泉」との競合及び加温用バイオマスボイラー設備の代替えボイラー用の燃料費に係る維持管理面のコスト増が重なったため、全体では約 1,316 万円の純損失となっている。

事業は、出資目的に沿って適切に運営されており、また、各種帳簿類及び事務処理、並びに所管課における事務処理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後については、施設に対する適正な延命化対策等を図りながら、引き続き業績の回復に向けた取り組みを継続して進めていただきたい。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

- (1) 所管課においては、将来にわたって施設の持続性と安定性を確保するため、指定管理料の積極的な見直しを含め、経営構造の改善方策に取り組まれない。
- (2) 所管課においては、温泉施設の長寿命化対策として短期・中期・長期計画を策定し、当該計画に基づいた施設・設備の予防保全的更新に取り組まれない。

令和元年度 財政援助団体等監査報告書
(株式会社東郷町ふるさと公社)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

日向市が出資する株式会社東郷町ふるさと公社（以下「ふるさと公社」という。）に係る平成 29 年度、平成 30 年度における出納、その他の事務の執行及び商工観光部観光交流課、並びに東郷総合支所東郷地域振興課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、日向市牧水公園交流施設の指定管理状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 10 月 30 日まで

3 監査の方法

平成 29 年度、平成 30 年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第 2 監査の結果等

1 ふるさと公社の概要

ふるさと公社は、市民の健康増進及び利便性の向上を図るほか、農林産物の加工販売を通じて地場産業の振興など地域活性化に貢献することを目的に、日向市、日向農業協同組合等が出資して設立されたものである。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、資本金 3,065 万円うち 3,000 万円（97.9%、600 株）を出資している。（4分の1以上の出資団体）

(2) 指定管理料の状況

平成 29 年度日向市牧水公園交流施設管理業務（19,028,704 円）

平成 30 年度日向市牧水公園交流施設管理業務（19,028,704 円）

3 監査の結果及び意見

牧水公園交流施設の利用者は、平成 29 年度が 12,689 人、平成 30 年度が 12,504 人となっており減少傾向にある。

経営面においては、経費軽減に向けた事業別の経営形態見直し等及び自主事業の実施などの積極的な事業展開が評価され、平成 30 年度に総務省自治財政局の「第三セクター改革等先進事例集」の経営健全化に取り組んだ事例として紹介されている。その結果、平成 30 年度決算時に過去の未済欠損金(6,012,411 円)を完済するとともに、188 万円の純利益を計上している。(平成 29 年度純利益：181 万円)

事業は、出資目的に沿っておおむね適切に運営されており、また、各種帳簿類及び事務処理については適正に処理されていると認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

- (1) 近年の少子高齢化の進展や社会情勢の変化等によって利用者数は減少傾向にあるが、利用者ニーズを的確に把握し、更なる創意工夫を加えたサービス提供などによる収益の確保を望みたい。
- (2) 現状の業務形態に沿った定款及び諸規程の見直しが必要であるが、これについては、ふるさと公社本来の目的に沿った役割等の見直しも検討されていることから、併せて整備を進められたい。
- (3) 所管課においては、内部の経営努力では対応しがたい外部委託料及び老朽化した設備について、厳しい財政状況下にあっても利用者の安全、安心を第一に考え、快適な施設として利用できるよう、適正な積算及び計画的な維持補修、更新に取り組まれたい。

令和元年度 財政援助団体等監査報告書
(公益社団法人日向市シルバー人材センター)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が交付した補助金等の財政援助について、補助金等の額の算定、交付方法、手続等は適正か、事業は目的に沿って適切に執行されているか、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

公益社団法人日向市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に係る平成 29 年度、平成 30 年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び健康福祉部高齢者あんしん課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 10 月 30 日まで

3 監査の方法

平成 29 年度、平成 30 年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第 2 監査の結果等

1 シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること等を目的として平成元年 3 月に設立されたものである。平成 24 年 4 月 1 日からは公益法人の認定を受け「公益社団法人日向市シルバー人材センター」として活動している。

2 市との関係

市は、シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき、運営補助金を交付している。（補助金交付団体）

平成 29 年度 10,740,000 円

平成 30 年度 10,740,000 円

3 監査の結果及び意見

シルバー人材センターは、平成 27 年度から新たな事業として、シルバー派遣事業（一般労働者派遣事業）に取り組んでいる。

会員の状況は、平成 29 年度末 434 名、平成 30 年度末 452 名であり、会員数に大きな変動はないが、会員の高齢化が進んでいる。

経営面においては、受託事業収益等の増減により平成 29 年度が 423 万円の純利益となり、平成 30 年度は 130 万円の純利益となっている。

事業は、補助金の交付目的に沿っておおむね適切に執行されており、また、各種帳簿類及び事務処理については適正に処理されていると認められた。

シルバー人材センターの補助金交付申請等の一連の事務処理は、シルバー人材センター運営補助金交付要綱及び補助金等の交付に関する規則に基づきおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意されたい。

- (1) 行財政改革により、市からの運営補助金が平成 27 年度以降据え置かれ、厳しい経営環境が続くなか、配分金単価の見直しを行い、受託事業収益を増やすなど努力されている。

企業における再雇用の導入など高齢者の勤労形態変化による会員数の減少、また、熟練技術者の会員減少に対する新たな技術者の育成に苦慮している状況が見られる。今後、65 歳定年制の導入も予想される中、将来を展望した中・長期的な対策が望まれる。

今後とも、効果的・効率的な事業執行にとどまることなく、自主財源のさらなる確保など、財政基盤の安定化に向け、なお一層の事業推進に努められたい。

- (2) 所管課においては、シルバー人材センターが当市の社会福祉施策に果たす貢献度を運営補助金の積算に生かすなど、運営補助金の明確化に努められたい。

令和元年度 財政援助団体等監査報告書
(公益財団法人日向文化振興事業団)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

日向市が出資する公益財団法人日向文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）に係る平成 29 年度、平成 30 年度における出納、その他の事務の執行及び教育委員会文化生涯学習課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、日向市文化交流センターの指定管理状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 11 月 11 日まで

3 監査の方法

平成 29 年度、平成 30 年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第 2 監査の結果等

1 文化振興事業団の概要

文化振興事業団は、本市及び東臼杵郡町村圏域における文化芸術・スポーツの振興及び交流を図り、もって健康で豊かな地域づくりに寄与することを目的に財団法人として平成元年 9 月に設立され、平成 24 年 2 月 1 日からは「公益財団法人日向文化振興事業団」として活動している。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、基本財産 3,000 万円の全額を出捐している。

(4 分の 1 以上の出資団体)

(2) 指定管理料の状況

平成 29 年度日向市文化交流センター指定管理業務 (52,185,000 円)

平成 30 年度日向市文化交流センター指定管理業務 (52,185,000 円)

3 監査の結果及び意見

日向市文化交流センター利用者は、平成 29 年度が 81,609 人で前年度より 9,978 人の減少、平成 30 年度が 78,178 人で前年度より 3,431 人の減少となっている。

経営面においては、平成 29 年度が 222 万円の純利益、自主文化事業の収支不足等により、平成 30 年度が 74 万円の純損失となっている。

事業は、出資目的に沿っておおむね適切に運営されており、また、各種帳簿類及び事務処理については、一部を除きおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

(1) 契約手続きという重要な事務については、決しておろそかに扱えないものであり、財政援助団体でもあることから日向市の契約規程等を準用するなど適正な事務の進め方が求められるところである。

今回、一部において、慎重さに欠ける部分が見受けられたので、これについては的確に改善し、責任感を持って事務処理に当たっていただきたい。

(2) 所管課においては、「日向市文化交流センター維持管理計画」に基づいた施設老朽化への対応が遅れている。

厳しい財政状況の中にあっても、真に緊急性のあるものについては、安全、安心な施設の確保に向け、取り組みを進められたい。